

理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、寄居都市計画道路の変更についての理由を示したものです。

I. 寄居都市計画区域における位置等

寄居都市計画区域は、都心から約70Km圏、埼玉県の中北部に位置しています。

また、寄居都市計画区域に含まれる土地の区域は、寄居町の行政区域の全域及び深谷市の行政区域の一部です。

【3・4・4号本通り線】

本路線は、3・4・3号岩崎通り線を起点とし、3・4・7号六供菅原線に至る延長約800m、幅員16mの幹線街路です。

II. 変更理由

3・4・4号本通り線について、接続する3・4・7号六供菅原線が「都市計画道路の検証・見直し指針」（平成25年6月）に基づく検証により一部区間を廃止することに伴い、交差部の隅切りが不要となったため、本路線の一部区域を変更し、併せて車線の数を定めるものです。

III. 変更の内容

名称	延長	車線数	幅員	内容
3・4・4号 本通り線	約800m	2車線 (-)	16m	・一部区域の廃止 ・車線数の決定

括弧内は変更前を示す。

IV. 関連する都市計画

本都市計画道路の変更にあわせ、以下の都市計画を変更する予定です。

①道路（寄居町決定）